

F A X 発 信 票

平成 30 年 12 月 11 日 (月) 午前・午後 時 分 発信票合 5 枚

宮城県漁港復興推進室 御中 (FAX : 022-211-2949)
気仙沼地方振興事務所水産漁港部 御中 (FAX : 0226-22-7422)

仙台市民オンブズマン 代表 原 田 憲

(連絡先) 〒980-0021

仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
TEL 022-227-9900 FAX 022-227-3267

別紙資料 1, 2 の開示決定の件について問合せいたします。

- ①魚町防潮堤工事の施工ミスの原因が資料 3 記載の通りであると宮城県が確認したことを裏付けるものとしては、今回開示された資料のうち資料 4 のNo. 1 ~ 3 のみと理解してよろしいでしょうか。
- ②資料 3 記載の施工ミスの原因のうち、設計業者と施工業者のミスについては、資料 4 のNo. 1 ~ 3 の非開示部分（黒塗り部分）に記載されている（非開示部分において、設計業者と施工業者がミスを認めている）と理解してよろしいでしょうか。
- ③資料 3 の発注者（県）のミスについて、県の担当者から聴取した資料は存在しないということでしょうか。

以上 3 点につき 12 月 20 日頃までにご回答ください。

【 送 付 書 類 】

1. 資料 1 ~ 4

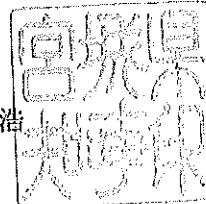
4 枚

様式第3号（第3条関係）

行政文書部分開示決定通知書

漁復第90号
平成30年11月16日仙台市民オンブズマン
代表 原田 憲 殿

宮城県知事 村井嘉浩



平成30年9月14日付けで請求のあった行政文書の開示については、情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて行政文書の開示をすることを決定したので通知します。

行政文書の内容	別紙対象行政文書一覧のとおり
行政文書の開示の日時	請求者との調整による
行政文書の開示の場所	県政情報センター
一部について行政文書の開示をしない理由	<p>情報公開条例第8条第1項第2号該当 対象行政文書には、法人の担当者氏名や住民の氏名等、個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。</p> <p>情報公開条例第8条第1項第7号該当 対象行政文書には、交渉の事務事業に関する情報があり、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の円滑な執行に支障が生ずると認められるため</p>
※一部について行政文書の開示をしない理由がなくなる期日	一年一月一日
担当課(所)	漁港復興推進室 電話番号(022)211-2674(直通)
備考	

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に審査請求することができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。），この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課(所)へ御連絡ください。

様式第3号（第3条関係）

行政文書部分開示決定通知書

気振 第2517号
平成30年11月16日仙台市民オンブズマン
代表 原田 憲 殿

宮城県知事 村井嘉浩

平成30年9月14日付けで請求のあった行政文書の開示については、情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて行政文書の開示をすることを決定したので通知します。

行政文書の内容	別紙対象行政文書一覧のとおり
行政文書の開示の日時	請求者との調整による。
行政文書の開示の場所	県政情報センター
一部について行政文書の開示をしない理由	<p>情報公開条例第8条第1項第2号該当 対象行政文書には、法人の担当者氏名や住民の氏名等、個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。</p> <p>情報公開条例第8条第1項第7号該当 対象行政文書には、交渉の事務事業に関する情報があり、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の円滑な執行に支障が生ずると認められるため</p>
※一部について行政文書の開示をしない理由がなくなる期日	一年一月一日
担当課(所)	気仙沼地方振興事務所水産漁港部 電話番号(0226)22-5480(直通)
備考	

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に審査請求することができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。），この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課(所)へ御連絡ください。

■泉町防潮堤工事の施工ミスに至った原因と経過

- ◆検討事業者：変更計画時の図面に誤表記があつた
- ◆発注者・監理：行うべきチェックを怠つた
- ◆施工業者：図面チェックを怠り旧基準と誤認識した

■変更要件

- 水準点改定により防潮堤の高さを22cm下げる【③】
- 利用者意見により桟橋の高さを60cm下げる【④】
- 杭は当初計画どおり施工【⑤】

■当初計画

- 防潮堤桟橋の高さを3300mmに設定【①】
- 杭は当初計画どおり施工【②】

■変更計画（22cm下げる）

- 防潮堤の高さを当初計画より22cm下げる【③】
- 体験高さを60cm下げるため【④】・基礎高さを3700mmに設定【⑤】
- ※既設桟橋を使用した図面を作成

ミス発生

- 設計業者
 - 折頭高さをTP+1.92mと記載すべきをTP+1.70mと誤記した【⑥】（仮成果）
 - 杭の埋込長を1520mmと記載すべきを1300mmと誤記した【⑦】（仮成果）
 - 算量表を運用した図面であることを表記しなかった
- 発注者（県）
 - 施工業者に対する監理を怠る
 - 施工業者から、対基準を適用した図面である旨や変更点を明確に伝えなかつた
- 施工業者
 - 施工図面のチェックを怠り、誤表記に気づかず口承然であると誤認識【⑨】した

施工ミス

- 設計業者
 - 旧水準点を新設（旧基準という）にしている箇面であると誤認識【⑩】し
 - 2.2cm高い【⑪】防潮堤を造った
 - 施工済であつたが取扱【⑫】から1300mm（現）【⑬】下がりの、計画より2.2cm高い【⑭】TP+0.40m（旧基準）を基礎面とした【⑮】
 - 計画より22cm高い【⑯】基礎を造ら立ち上げたため、22cm高い【⑰】
 - 防潮堤既体が完成した
 - 計画より22cm高い【⑯】状態に起立式ゲートを設置したため防潮堤高さは22cm高い【⑰】

■実際の施工（22cm下げていない）

- 旧水準点を新設（旧基準という）にしている箇面であると誤認識【⑩】し
- 2.2cm高い【⑪】防潮堤を造った
- 施工済であつたが取扱【⑫】から1300mm（現）【⑬】下がりの、計画より2.2cm高い【⑭】TP+0.40m（旧基準）を基礎面とした【⑮】
- 計画より22cm高い【⑯】基礎を造ら立ち上げたため、22cm高い【⑰】
- 防潮堤既体が完成した
- 計画より22cm高い【⑯】状態に起立式ゲートを設置したため防潮堤高さは22cm高い【⑰】

■変更計画（22cm下げる）

- 変更計画（22cm下げる）
- 防潮堤の高さを22cm下げるため【③】
- 基礎高さを60cm下げるため【④】
- 杭は当初計画どおり施工【⑤】

■当初計画（旧基準点）

- 防潮堤の高さを22cm下げるため【③】
- 基礎高さを60cm下げるため【④】
- 杭は当初計画どおり施工【⑤】
- 計画より22cm高い【⑥】
- 基礎高さを60cm下げるため【⑦】
- 既設桟橋を22cm下げるため【⑧】
- 既設桟橋を22cm下げるため【⑨】
- 既設桟橋を22cm下げるため【⑩】
- 既設桟橋を22cm下げるため【⑪】
- 既設桟橋を22cm下げるため【⑫】
- 既設桟橋を22cm下げるため【⑬】
- 既設桟橋を22cm下げるため【⑭】
- 既設桟橋を22cm下げるため【⑮】
- 既設桟橋を22cm下げるため【⑯】
- 既設桟橋を22cm下げるため【⑰】

■実際の施工（22cm下げていない）

- 旧水準点を新設（旧基準という）にしている箇面であると誤認識【⑩】し
- 2.2cm高い【⑪】防潮堤を造った
- 施工済であつたが取扱【⑫】から1300mm（現）【⑬】下がりの、計画より2.2cm高い【⑭】TP+0.40m（旧基準）を基礎面とした【⑮】
- 計画より22cm高い【⑯】基礎を造ら立ち上げたため、22cm高い【⑰】
- 防潮堤既体が完成した
- 計画より22cm高い【⑯】状態に起立式ゲートを設置したため防潮堤高さは22cm高い【⑰】

- ※杭頭高の誤表記により、図面が日基準であると誤認識した。【⑨】
- ※既設桟橋を22cm下げるため【⑩】
- ※既設桟橋を22cm下げるため【⑪】
- ※既設桟橋を22cm下げるため【⑫】
- ※既設桟橋を22cm下げるため【⑬】
- ※既設桟橋を22cm下げるため【⑭】
- ※既設桟橋を22cm下げるため【⑮】
- ※既設桟橋を22cm下げるため【⑯】
- ※既設桟橋を22cm下げるため【⑰】

- 示：旧水準点
- ：新水準点

政文書一覽

一連番号	年月日	対象行政文書	文書補足説明	白黒枚数	カラー枚数	カラーカラー小計	開示区分	非開示理由	備考
1	H30.3.12	【業務報告書】 魚町地区防潮堤(経過・現状)打合せ	関係者による事実確認①	7	0	7	0	部分開示	2号、7号
2	H30.3.15	【業務報告書】 魚町地区防潮堤(経過・現状)打合せ	関係者による事実確認②	11	2	18	2	部分開示	2号、7号
3	H30.3.20	【業務報告書】 魚町地区防潮堤(経過・現状)打合せ	関係者による事実確認③	2	0	20	2	部分開示	2号、7号
4	H30.4.9	【復命書】 第54回運営会議	運営会議	7	7	27	9	部分開示	2号
5	H30.4.14	【復命書】 第28回内湾地区復興まちづくり協議会ワーキング	内湾地区復興まちづくり協議会ワーキング	5	11	32	20	開示	
6	H30.5.1	【復命書】 内湾地区復興まちづくり協議会地区会及び権利者説明会	地区会及び権利者説明会(魚町)					開示	
7	H30.5.1	【復命書】 内湾地区復興まちづくり協議会地区会及び権利者説明会	地区会及び権利者説明会(魚町・南町)	9	19	41	39	開示	
8	H30.5.2	【復命書】 内湾地区復興まちづくり協議会地区会及び権利者説明会	地区会及び権利者説明会(南町)					開示	
9	H30.6.22	【復命書】 第61回運営会議	運営会議	14	16	55	55	部分開示	2号
10	H30.6.30	【復命書】 第30回内湾地区復興まちづくり協議会ワーキング	内湾地区復興まちづくり協議会ワーキング	12	20	67	75	開示	
11	H30.7.11	【復命書】 内湾地区復興まちづくり協議会地区会説明会	地区会及び権利者説明会(魚町)	12	20	79	95	開示	
12	H30.9.15	【復命書】 第32回内湾地区復興まちづくり協議会ワーキング	内湾地区復興まちづくり協議会ワーキング	31	10	110	105	開示	